

【重要】1日あたりのキャッシュカード引出し限度額の引下げについて

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

最近、キャッシュカードと暗証番号を犯人に渡しATMから現金を引出されてしまう「キャッシュカード詐欺」が急増しております。このため当金庫を含め県下12信用金庫におきまして、多発する「キャッシュカード詐欺」の被害を防止するため、平成29年11月1日（水）より、一部のお客さまに、キャッシュカードの引出し限度額の引下げを実施させていただくことになりました。詳細は下記の通りとなりますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対策となりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

次のお客さまはATMでの1日の現金お引出しが50万円までとなります。

(1) 対象となるお客さま

平成29年9月末日現在において、当金庫でキャッシュカードを保有しているお客さまで以下の条件にすべて該当するお客様

- ① 年齢70歳以上
- ② 過去3年間のATMでの1日の出金合計額が50万円以下のお客様

(2) 対応開始日

平成29年11月1日（水）より

(3) 上記のお客さまがATMのお支払限度額の増額を希望される場合

平日の営業時間内（午前9時から午後3時）に当金庫窓口へキャッシュカード・お取引印・本人確認書類（運転免許証・各種保険証等）をご持参のうえお申し出ください。確認後、お引出し金額の増額手続きを致します。

なお、本件に関するご質問・お問い合わせにつきましては、当金庫窓口またはお客様サービス課（0120-307-804）までご連絡下さい。